



国保税のお知らせ

国保税の賦課限度額を変更しました

国保税の後期高齢者支援金分の賦課限度額を次のとおり変更しました。令和6年度の納税通知書は7月中旬に発送する予定です。

区 分	医 療 分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳のみ)
賦課限度額 ※1世帯の税額の上限	65万円	24万円 (令和5年度：22万円)	17万円

所得が低い世帯の国保税の軽減

世帯の被保険者全員（※擬制世帯主を含む）の所得合計が軽減判定基準額以下であれば、国保税のうち均等割額と平等割額に軽減率を乗じた金額が減額されます。所得が低い世帯の国保税の軽減措置の拡充が図られ、次のとおり軽減判定基準額が決定しました。

なお、申請の手続きは必要ありませんが、申告された前年の所得に基づき軽減されますので、未申告の被保険者（擬制世帯主を含む）がいる世帯は軽減されません。

※擬制世帯主：世帯主本人は国保の被保険者ではないが、世帯員が国保の被保険者のため、国保の各種届出や国保税の納付義務を負っている世帯主のことです。

令和6年度の軽減判定基準額は次のとおりです。

所得の合計額	43万円以下	43万円+ (29.5万円×被保険者数) 以下	43万円+ (54.5万円×被保険者数) 以下
均等割額と平等割額の軽減率	7割	5割	2割

被保険者数：擬制世帯主は含みません。同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方は含みます。

※世帯状況により、軽減判定基準額が変わる場合があります。

倒産や解雇などで職を失った方の国保税の軽減

倒産や解雇などで職を失った方（非自発的失業者）は、離職の翌日から翌年度末まで前年の給与所得を3割に減額して所得割、軽減判定基準額を計算し、在職時と同程度の保険税負担で医療保険に加入することができるよう保険税の負担を軽減できます。対象となる方は、市民課国保係に申請してください。

■申し込み・問い合わせ／国民健康保険税について 税務課市民税係 ☎088-880-6554
国民健康保険の資格・保険給付・非自発的失業者の保険税の軽減について
市民課国保係 ☎088-880-6555



シリーズ国営ほ場整備 ③9

下島、能間(大埴甲)工区の工事が完了しました



令和4年度から始まった下島、能間工区（一部を除く）の整備が完了し、令和6年度から営農できるようになりました。

また、浜改田西部工区では錆野川北のエリアが完成し、流通団地東のエリアは引き続き工事を進めています。

令和6年度は浜改田西部工区の後川北のエリアと新たに堀ノ内工区の西側の着手を予定しています。その他の工区については順次設計作業や工事着手に向けて準備を進めていきます。

■問い合わせ／農地整備課 ☎088-880-6586